

2009年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

A: 飛島村では、全ての村民が安心して幸せな毎日を過ごせるよう「生き生き長寿村構想」を核に福祉の充実に取り組みながら生き生きと元気に暮らせる日本一長寿村を目指して今後においても諸施策を展開していきます。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

A: 現状の独自施策は一般財源により実施しているため継続的持続を予定しています。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

A: 行政サービス制限条例の導入予定はないが、要綱により一部の補助金制限は行っていますので今後変更の予定もありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

A: 第4期計画期間においてもこれまで同様、保険料段階を多段階性とし、所得相応の保険料

段階を設定し配慮しています。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

A:国の制度に従っていく予定です。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

A:認定調査の際、利用しているサービス量を把握した上で本人や家族からの聞き取りに加え、担当ケアマネジャーや利用している介護保険サービス事業所等関係機関にも十分状況を聞き取り調査し内容の不足等ないようにする。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

A:認定調査の際に説明書を配布し、本人や家族に十分な説明を行う。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

A:研修への参加はもちろんのこと、調査員間で新基準についての確認を十分行い、調査の際には記入した認定調査票を別の調査員で再度確認する作業を行う。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

A:基盤整備の実施にあたっては、圏域内での調整が必要となるため、今後においても圏域内で調整を図り進めます。助成制度の創設については、他市町の動向を注視しつつ検討します。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

A:介護保険制度に則り、保険者としてすべき事項についてはこれまで同様、支援をし、労働者の研修等についても機会があれば積極的に参加できるよう支援します。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

A:料金引き上げの予定はなく、休日を除いた日において希望通り配食を実施中。ふれあい昼食会についても実施中

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

A:地域巡回バスについては平成21年度より実施されており、障害者、要介護認定者等については、福祉タクシーとして実施中、本年10月からは最寄りの総合病院への通院支援策として乗合タクシーによる公共交通の運行を開始します。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

A:本村には高齢者、障害者福祉の拠点となる施設を有しており、施設利用者の利便を図る目的で老人クラブ例会時の送迎はもとより、個人利用者のために週2回の巡回バスも実施しており、今後においても現行サービスは継続予定です。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

A:平成19年の申告分より実施

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

A:平成18年申告分より申請の案内及び申請書個別送付を実施中

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

A:ひとり暮らしの非課税世帯は後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としている。

② 70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

A:県の動向を見ながら検討したい。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

A:広域連合の指導を受けながら検討したい。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

A:県の動向を見ながら福祉医療の充実を図っていきたい。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

A:現在、村内医師等の意見を聞きながら、助成制度について検討中です。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

A:実施している。

③ 妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

A:平成20年度より、産前14回、平成21年度より産後1回の検診を無料で受けられるよう助成を行っています。超音波検査は、平成22年度より厚労省通知に基づき実施できるよう、現在検討中です。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

A:現在、村内医師等の意見を聞きながら、助成制度について検討中です。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

A:現在、村の現状に合った所得基準額を設けることを検討中です。申請の受付は、学校と村の窓口どちらでも行っております。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

A:一般会計からの繰入を十分行っており、減免制度も整備しています。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

A:15歳以下の医療費の無料化や育児奨励金、就学祝金等、他の施策で村内全世帯を対象に公平に支援しています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

A:今後の検討課題とします。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

A:今後の検討課題とします。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

A: 資格証明書の発行はしていません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

A: 滞納者の状況を把握し、適正な対応を行っています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

A: 強制的な徴収は行っておらず、滞納者と十分話し合ったうえで計画的な分納指導を行っています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

A: 1.3倍以下は一部負担金を猶予としている。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

A: 現在のところ国の制度にのって実施している。

④市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

A: 市町村単独事業ではあるが近隣町村との調整も必要となる。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

A: 今後必要だとおもわれますので、他市町村とも協議し検討していきます。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

A: 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託・集団健診を実施しており、個人が受診しやすい方法を選んでいただけるようにしています。自己負担金については、集団健診は、節目健診・70歳以上の方を無料としているほか、それ以外の年齢の方にも低額で受診していただけるよう配慮しています。個別医療機関委託健診の自己負担金は、海部地区統一となっているため、今後他市町村とも協議し検討していきます。

⑤40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

A: 30歳以上の方には、集団検診として人間ドックを受診できるよう体制を整えています。30歳・35歳の方については、節目健診として、自己負担を無料としています。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

A: 歯周疾患検診は、対象年齢を特に節目に限定せず、集団検診では、30歳以上・個別検診では40歳以上の方に年1回受診していただけるよう体制を整えています。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

A: 海部福祉事務所と連携をとり給付事務を進めています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

A: 窓口相談者があれば、海部福祉事務所と連絡をとり、申請指導をしています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

A:現在のところ対象者も少ないので、職員の増員は考えていません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上